平成２２年（フ）第１４３号
山口県美祢市美東町絵堂172番地１
債務者　三浦　通成
１　決定年月日時　平成22年７月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４４号
山口市秋穂東1036番地
債務者　尾崎　明美
１　決定年月日時　平成22年７月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５３号
山口市下小鯖3825番地　ヨネモトアパート
債務者　江口吉之輔
１　決定年月日時　平成22年７月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５６号
山口市堂の前町２番47―201号　ＥＬＬＥ．ＤＥ堂の前
債務者　丹波　淑枝（旧姓東）
１　決定年月日時　平成22年７月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６０号
福島県いわき市内郷宮町宮沢２番地　市営住宅14―1123
債務者　田中由美子
１　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１９４８号
名古屋市南区要町２丁目15番地の１　第一ひまわり荘い号室、住民票上の住所名古屋市緑区乗鞍１丁目1201番地の３
債務者　青木みち子
１　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３５号
熊本市近見１丁目８番３号　サンライズマンション107号
債務者　新宅　勝代
１　決定年月日時　平成22年７月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５１０号
熊本市新南部３丁目９番16号
債務者　浅井ひとみ
１　決定年月日時　平成22年７月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１７７６号
神奈川県藤沢市城南１丁目20番５号　フレッシュⅣ204
債務者　溝田　弘和
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７９０号
神奈川県藤沢市羽鳥２丁目15番41号
債務者　夕島佐栄子
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９０２号
横浜市保土ケ谷区川島町1505番地　県営西原アパート13棟301号
債務者　猪岡　綾子
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９４８号
横浜市保土ケ谷区西谷町762番地　寿荘201号
債務者　深澤美代子
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４６１号
愛知県額田郡幸田町大字芦谷字要善34番地１
債務者　津嘉山美智子（旧姓仲村）
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月30日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１１９７９号
東京都江戸川区東葛西６丁目50―19―207
債務者　野口　善哉
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２０５８号
埼玉県所沢市宮本町２丁目８－８―105
債務者　町田眞太郎
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２０６５号
東京都新宿区西新宿４丁目10―９―201
債務者　井出久美子
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２０７０号
東京都八王子市千人町１丁目１－５―903
債務者　力丸　裕美
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部